

第46回（平成29年10月6日）

○的井総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、手塚委員、大滝委員、宮井委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いをいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第46回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つです。

議題1、マイナンバー法に基づく報告について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題1について、資料1を用いて御説明させていただきます。

マイナンバー法第29条の3第2項及び特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則に基づき、地方公共団体等に対して報告を求めました。

「2 対象機関」につきましては、都道府県、市区町村に教育委員会等の実施機関を含めた2,153機関並びに一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体及び地方独立行政法人のうち、基礎項目評価書を委員会に提出した89機関の合計2,242機関となっております。

「3 報告内容」は、「（1）個別テーマに基づく報告書」として、基礎項目評価書の事務に関し、調査項目に対する平成28年度の実施状況等を取りまとめ、機関ごとに報告を求めたものと、「（2）重点項目報告書、全項目報告書」として、重点項目評価書及び全項目評価書に記載されたリスク対策に対して、事務ごとに、平成28年度における措置状況等の報告を求めたものになります。

これらの3つの報告を受けまして、現在、対象機関から報告された内容の確認等を行っており、現段階におきましては、重点項目評価書及び全項目評価書に記載されたリスク対策について、おおむね必要な措置が講じられているとの報告結果となっております。

今後、報告された内容の分析を行うとともに、地方公共団体において特定個人情報により適切に取り扱われるよう、当委員会として各種の取組を検討していきたいと考えております。

説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 今回の定期報告は、立入検査と並んで、当委員会が特定個人情報の取扱いの実態を把握するための、いわば車の両輪であるということで、非常に重要なツールだと思っています。

今回の保護評価書記載のリスクの対策について、おおむね必要な措置が採られているとのことなので、それは大変結構なことだと思うのですが、さらに報告内容を分析すれば、様々な課題もみえてくると思います。地方公共団体に、より適切に特定個人情報を取り扱っていただくためには、我々の方で分析を行って、積極的に具体的な取組を検討するなどして、今後の監視・監督活動に役立ていくことが必要であると思います。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがですか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 地方公共団体の報告を踏まえまして、委員会としても各種の取組を検討するというところでございますけれども、地方公共団体とは言いましても、規模の大小あるいは事務執行体制等、様々でございますし、また、規模の大小に関係なく、仕事の種類は同じだけあるわけです。ですから、規模の小さいところほど、担当者が勉強することが多くて大変だということは言えるわけで、住民の出入りの状況とかマイナンバーを取り扱う事務の種類などもよく踏まえながら、今後の取組を要請していく必要があるのではないかと思います。

要請するといっても、一律に同じようにやって、効果があるものでもございませぬので、地方公共団体の規模あるいは特性を踏まえた取組を工夫してほしいと思います。

特に規模の大きい所については、専門職員も配置できますから、比較的よくやっていると思うのですが、規模の小さい所で、基礎項目評価だけやっているような所では、まず認識から問題があると思います。それと、一通り研修はするのだけれども、漏れがあってもそのままスルーしてしまうとか、体制あるいは執行状況について、後に監査をするというところで、フォローアップについて必ずしも十分に意識が回っていないということが多分に見られるのだろうと思うのです。

そういった点を踏まえながら、規模の小さい所については、小さいなりに有効に対応できるような、そのような指導も担当の方でしていただければと思います。

よろしくお願いします。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

ただいま丹野委員と阿部委員から御発言がありましたように、定期的な報告というのは、地方公共団体の実態を把握する上で、極めて重要なツールであると考えます。

引き続き、報告された内容の確認と分析をして、取りまとめた結果を改めて報告していただきたいと思います。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

議題2、第39回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議出張報告について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料2「第39回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議 出張報告」に基づいて行わせていただきます。

平成29年9月25日月曜日から29日金曜日まで、中華人民共和国香港特別行政区におきまして開催されました第39回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議に、委員長と事務局職員で参加してまいりました。

当委員会はこの会議に、平成26年からオブザーバーとして参加をしてまいりましたが、本年5月の改正個人情報保護法の全面施行により、事業者に対する監督権限が当委員会に

一元化されたことを受けまして、今般、正式メンバーとして承認されることとなりました。ですので、今回、第39回からは、当委員会は正式メンバーとしての参加ということになります。

データ保護機関のみが参加をいたしますクロードセッションにおきましては、このデータ保護プライバシー・コミッショナー会議の将来のあり方等についての議論が行われますとともに、将来的な国際執行協力のあり方等につきまして、決議が採択されております。

また、データ保護機関に加えまして、有識者や民間企業等も参加をいたしますオープンセッションでは、今回の会議では750人以上が参加をしたという事務局からの発表資料もございますけれども、委員長が「Privacy Culture and Data Protection Laws in Japan」という表題で、我が国のプライバシーの保護及び個人情報保護法制の歴史と当委員会の設立及びその活動等につきまして、講演されております。

さらに、この会議の開催期間中には、サイドイベントが複数行われておりますけれども、このサイドイベントの一つといたしまして、当委員会は、アジア太平洋経済協力（APEC）の越境プライバシールール（CBPR）システムに関するワークショップを開催いたしました。こちらのワークショップにおきましては、当委員会のほか、米国・韓国・シンガポールの政府、日米のアカウンタビリティ・エージェント、さらに企業から参加をいただきまして、CBPRシステムの拡大及び将来のあり方に関する講演、議論が行われました。

最後に、この会議の次回（第40回）につきましては、来年10月に欧州データ保護スーパーバイザー（EDPS）及びブルガリア共和国のデータ保護機関の共催により行われることとなった旨、発表がございましたので、併せてご報告いたします。

私からの説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 ありがとうございます。お疲れさまでした。

当委員会が、我が国におけるデータ保護機関として初めてこの会議の正式メンバーとして承認されたことは、本当によかったなと思います。これを機会に、本会議における議論への積極的な関与を初め、当委員会におけるより国際的な取組を一層推進していきたいと考えています。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 どうも御苦労さまでした。

この国際会議は1979年から開始されたということで、40年近い時を経て、今回初めて日

本が正式なメンバーになったということで、歴史的な一歩と言ってもいいのではないかと感じました。

もちろんデジタル社会における様々な問題を、この会議の中で話し合うことは大事であります。経済界から我が国のプレゼンスがさらにこういった機会に高められるのではないかと期待されているとも考えられますので、それも念頭に入れて取り組んでいきたいと改めて感じた次第です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

嶋田委員からもございましたように、この会議は1979年に第1回が開かれて、今回が第39回ということでした。私はまず一研究者として参加し、今は委員長として参加しておりますけれども、25回ぐらい参加しています。恐らく、世界中で一番多く参加している者の一人だということ、講演の中でも、最初に触れました。

最初のうちは参加者も少なく、各国のコミッショナーの方々と親しくなりました。今回、委員長として、また正式メンバーとして参加したことについて、各国のコミッショナーの方々から、おめでとうございませうという言葉いただきました。

この会議の他にも国際会議はございますが、この会議が一番規模の大きなものでもありますので、ここで正式メンバーとして認められましたので、ここを通しても国際的な取組への参加を進めていきたいと思っております。

事務局に対応していただくことが多いので、今後とも、よろしくお願ひしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○堀部委員長 次に議題3、その他です。1件目としまして「国税庁（国税関係（受付）事務、国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書）の実施時期協議について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 特定個人情報保護評価指針第6の1（1）イにおいて、委員会による承認が必要な特定個人情報保護評価の実施時期については、システムの要件定義の終了までに実施することが困難な場合、委員会とあらかじめ協議の上、実施時期を決定できるとされております。

これに基づき、国税庁から平成29年8月14日付官公2-2にて、特定個人情報保護評価の実施時期について協議依頼が提出されましたので、説明させていただきます。

国税庁では、平成27年に実施した評価に基づき、受付事務及び賦課・徴収事務で個人番号を利用しています。今回、両事務で、外国税務当局から特定個人情報を入手する事務が追加されること等について、重要な変更にあたるため、評価を行うものです。

当該事務の追加にあたっては、受付事務では国税電子申告・納税システム、賦課・徴収事務では国税総合管理システムを改修することになりますが、関係諸国等との調整に時間を要したこと等により、要件定義段階で評価を実施することが困難であり、平成30年1月

から開始される国税電子申告・納税システムのプログラミングの開始前に評価を実施することとしたものです。

以上のとおり、国税庁が実施する特定個人情報保護評価の実施時期について、プログラミングの開始前に実施することで差し支えないか、お諮りさせていただきたいと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

特に御発言がありませんので、国税庁の特定個人情報保護評価については、プログラミング開始前の適切な時期に実施することで差し支えないこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、国税庁に対しまして、事務局からその旨をお伝えさせていただきたいと思います。

○事務局 国税庁に対し、伝えます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

次に、2件目「農業者年金基金の全項目評価書の公表について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 農業者年金基金が作成しました農業者年金業務等に関する事務全項目評価書につきましては、前回の委員会で御承認いただいたところですが、

承認の際に御決定いただいた個人情報保護委員会の審査記載事項については、農業者年金基金において評価書に反映していただいております。

今般、9月27日付でマイナンバー保護評価Web及び農業者年金基金のホームページにて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、御報告申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

何か御質問等があれば伺いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次にその他の3件目「委員長代理の決定について」、谷口企画官から説明をお願いします。

○谷口企画官 個人情報保護法第67条第2項の規定によりまして、委員会はあらかじめ常勤委員のうちから、委員長の代理となる者を定めておかなければならないとされております。

この規定に基づきまして、現在、委員長代理につきましては、第1順位を阿部委員、第2順位を嶋田委員としておりますけれども、今回、これを第4順位まで定めることといたしまして、第1順位を阿部委員、第2順位を嶋田委員、第3順位を熊澤委員、第4順位を丹野委員に定めようというものでございます。

御説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

御発言がありませんので、委員長代理につきましては、事務局原案のとおり決定したい

と思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局案のとおり決定されました。

次に、4件目「委員の海外渡航承認について」ですが、手塚委員が10月14日から10月21日までスウェーデン等に、委員会用務外で渡航されるとのことです。この海外渡航について承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 御異議がありませんので、海外渡航については承認されました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備ができ次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回ですが、10月27日金曜日の10時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。

本日は誠にありがとうございました。